イ　建築監理主任技術者については、標準業務における⑴総合に関する実施設計図書に基づく工事監理。
ウ　構造監理主任技術者については、標準業務における⑵構造に関する実施設計図書に基づく工事監理。
エ　電気設備監理主任技術者については、標準業務における⑶設備(ⅰ)電気設備に関する実施設計図書に基づく工事監理。
オ　機械設備監理主任技術者については、標準業務における⑶設備(ⅱ)給排水衛生設備、(ⅲ)空調換気設備および(ⅳ)昇降機等に関する実施設計図書に基づく工事監理。

⑥　工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、工事監理企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

⑦　工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者は一級建築士であること。また、電気設備監理技術者及び機械設備監理技術者は、一級建築士又は建築設備士であること。

⑧　工事監理者、建築監理主任技術者、構造監理主任技術者、電気設備監理主任技術者及び機械設備監理主任技術者は、平成６年４月１日以降に、完成・引渡しが完了した次のアからウの要件を満たす新築工事の工事監理実績を有することとし、工事監理者の実績については、建築基準法第５条の４第２項に規定する工事監理者としての実績であること。

なお、各監理主任技術者のそれぞれについて複数名とすることは支障ないものとするが、工事監理者及び各監理主任技術者の兼務はいずれも認めないものとする。

また、第一次審査資料提出時点において、工事監理者又は各監理主任技術者を決定できないことにより複数名の候補者をもって競争参加資格確認資料を提出することは支障ないものとするが、いずれの候補者についても次の要件を満たしていなければならないものとする。

ア　工事監理者及び建築監理主任技術者、構造監理主任技術者については、上記⑶⑧エＡの要件を満たす者であること。

さらに、工事監理者については、新築工事の躯体、外装、内装を含むほか、電灯設備、火災報知設備、空気調和設備、給排水設備及び昇降機設備のいずれもシステム一式を含むこと。また、建築監理主任技術者については、躯体、外装及び内装を含むこと。

イ　電気設備監理主任技術者については、上記⑶⑧エＢに示す要件を満たす者であること。また、上記⑶⑧エＢｄに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

ウ　機械設備監理主任技術者については、上記⑶⑧エＣに示す要件を満たす者であること。また、上記⑶⑧エＣｄに示す工事種目の全てのシステム一式を含むこと。

⑨　工事監理者及び各監理主任技術者は、施設整備業務の完了までの間、病気・死亡・退職等きわめて特別な場合でやむを得ないして国に承認された場合の外は、変更を認めないこと。

⑹　維持管理企業の参加資格要件　維持管理業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社(以下「維持管理企業」という。)は、次の①から③までの要件を満たすこと。

①　平成19・20・21年度一般競争(指名競争)入札参加資格（全省庁共通)審査において、資格の種類が「役務の提供等（建物管理等各種保守管理)」であり、競争参加地域が「近畿」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされている者であること。

②　維持管理業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

③　維持管理業務を複数の企業で分担する場合は、いずれの企業においても上記①及び②の要件を満たしていること。

⑺　運営企業の参加資格要件　運営業務に携わる代表企業、構成員又は協力会社（以下「運営企業」という。)は、次の①から⑤までの要件を満たすこと。

①　平成19・20・21年度一般競争(指名競争)入札参加資格（全省庁共通)審査において、資格の種類が「役務の提供等（その他)」であり、競争参加地域が「近畿」で「Ａ」、「Ｂ」又は「Ｃ」等級に格付けされている者であること。

②　第一次審査資料の提出期限の日から事業契約締結までの期間に、大阪府物品・委託役務関係入札参加停止要綱の規定による入札参加停止措置を受けていないこと。

③　運営業務を行うにあたって必要な資格（許可・登録・認定等）を有すること。

④　運営業務を複数の企業で分担する場合は、いずれの企業においても上記①から③の要件を満たしていること。

⑤　食堂の運営業務に携わる運営企業について、次の業務実績があること。

・同一の施設に関して、「大量調理施設衛生管理マニュアル」(厚生労働省平成９年３月24日衛食第85号別添）が適用される調理施設（同一メニューを１回300食以上又は１日750食以上を提供する調理施設）を過去５年間（平成16年度から平成20年度）において３年以上にわたり運営した経験を有するものとする。

３　総合評価に関する事項

⑴　入札参加者は事業提案をもって入札し、入札価格が予定価格の範囲内である者のうち、以下の⑵によって得られる基礎点と加点の合計を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

⑵　入札参加者からの事業提案を「選定基準」に基づき審査する。ただし、事業提案に要求範囲外の事業提案が記載されていた場合は、その部分は採点の対象としない。

①　事業提案が業務要求水準（必須項目）をすべて充足しているかについて審査を行い、審査結果において事業提案がすべての業務要求水準（必須項目）を充足している場合は適格とし、一項目でも充足しない若しくは記載のない場合は不合格とする。

なお、適格者については、基礎点（600点）を付与する。

②　事業提案のうち国が特に重視する項目（加点項目）について、その提案が優れていると認められるものについては、その程度に応じて加点（最高点400点）を付与する。加点評価は、事業体制（最高点15点)、財務計画（最高点15点)、事業のマネジメント方策（最高点20点)、利用しやすい施設（最高点30点)、機能的で快適な施設(最高点50点)、安全性が確保された施設（最高点20点)、周辺環境に調和した整備（最高点30点)、地球環境に適合した施設（最高点10点)、ＰＡＬ値の低減(最高点５点)、ＣＥＣ値の低減（最高点５点)、ＬＣＣＯ２削減率（最高点５点)、ライフサイクルコストの低減（最高点30点)、将来にわたる維持管理運営への配慮（最高点30点)、耐震性能と防災活動拠点機能の確保（最高点30点)、質の高い維持管理(最高点20点)、ＰＦＩ事業費以外のコスト縮減（最高点20点)、食堂運営業務（最高点40点)、売店運営業務・リネンサービス業務・自動販売機運営業務（最高点20点)。

⑶　上記⑴において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44　国土交通省近畿地方整備局総務部契約課契約第二係　電話06(6942)1141㈹

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　平成21年７月15日（水）から平成21年８月19日（水）まで。(ＵＲＬ：http://www.kkr.mlit.go.jp/build/_contribution/osakafukei/index.html）にて交付する。

⑶　第一次審査資料の提出期間、場所及び方法　平成21年７月16日（木）から平成21年８月19日（水）まで。土曜日及び日曜日・祝日を除く毎日、午前９時30分から午後５時00分まで、上記⑴へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)すること。

⑷　入札書及び第二次審査資料の提出日時、場所及び方法　平成21年10月21日（水）午後２時00分まで。

上記⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。)すること。なお、郵送による提出の場合は、上記日時に必着させること。

⑸　開札の日時及び場所　平成21年12月11日（金）午後２時00分。

〒540―8586 大阪府大阪市中央区大手前１―５―44。国土交通省近畿地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金
①　入札保証金　免除。
②　契約保証金　納付。
国は、事業契約に基づいて事業者が実施する施設整備業務の履行を確保するため、国及び大阪府に対する以下のアからウまでのいずれかの方法による事業契約の保証を求めることを予定している。
ア　「会計法」(昭和22年法律第35号、以下「会計法」という。)第29条の９第１項に基づく契約保証金の納付